

令和7年瑞穂町農業委員会5月総会

令和7年5月23日、令和7年瑞穂町農業委員会5月総会が町民会館ホールにて開催された。

農業委員会委員

1番	榎本雄一	2番	山田明弘	3番	青木一幸	4番	鈴木正実
5番	坂田敬一	6番	中野高雄 【欠席】	7番	古川宗昭	8番	西村一彦 【欠席】
9番	村山正信	10番	細渕日出夫	11番	吉岡昭夫	12番	上野勝

農地利用最適化推進委員

田中俊明	長谷部冬樹	雨宮尚幸
	【欠席】	

出席した事務局職員は、次のとおりである。

産業経済課長 (事務局長)	水村探太郎	農政係長 (書記)	田中悠也
農政係	宮野裕城		

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 諸報告
- 日程第3 議案第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- 協議第1号 令和6年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について

開 会 午後 1 時 25 分

議長 (上野 勝 君) ただいまの出席委員は、定足数に達しておりますので、これより令和 7 年瑞穂町農業委員会 5 月総会を開催いたします。直ちに会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布された資料のとおりです。

議長 (上野 勝 君) 日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第 13 条の規定により、10 番委員細渕 日出夫さんと 11 番委員の吉岡 昭夫さんを指名いたします。

議長 (上野 勝 君) 日程第 2、諸報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 (田中 悠也 君) 総会までの活動実績と今後の活動予定について報告。

議長 (上野 勝 君) 日程第 3、議案第 1 号番号 1、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第 1 号番号 1、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

農地利用最適化推進委員 (田中 俊明 君) 議案第 1 号、番号 1 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は 5 月 12 日 (月) 午後 1 時 30 分より行いました。調査委員は、会長、担当委員、事務局で行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、トウモロコシ、ハクサイ、葉ネギ等を栽培しています。耕作面積は約 600 a です。農業従事者は本人、従業員が 4 名です。農業従事日数は本人が 360 日、従業員が各 280 日です。所有機械は、トラクター 1 台、管理機 7 台、軽トラック 3 台、軽バン 1 台等です。販路につきましては、直売所、量販店、食品加工工場への出荷です。申請地の営農計画ですが、トウモロコシを栽培予定です。通作距離は車で 3 分です。販路は直売所、量販店、食品加工工場への出荷です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地について適性に肥培管理されていると認められますので、適当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言をお願いします。

(「意見なし」との声あり)

議長

(上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。

農業委員会として意見がないので、適当という旨を農地中間管理機構に付するということによろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長

(上野 勝 君) 挙手多数により、本件について、農地中間管理機構に適当という旨を意見送付します。続きまして、議案第1号、番号2及び番号3、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。本案件について申請地が隣接し、借主が同一人物であるため一括審議としたいと思います。一括審議とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長

(上野 勝 君) 挙手多数により、本案件は一括審議といたします。それでは事務局より説明を求めます。

事務局

(宮野 裕城 君) 議案第1号番号2、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。番号3、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長

(上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

10 番委員

(細瀬 日出夫 君) 議案第1号、番号2及び番号3、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は5月12日(月)午後1時50分より行いました。調査委員は、会長、担当委員、事務局で行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、トウモロコシ、ブロッコリー、キャベツ等を栽培しています。耕作面積は約150aです。農業従事者は本人です。農業従事日数は本人が300日です。所有機械は、トラクター2台、管理機2台、マルチャー1台等です。販路につきましては、直売所、量販店です。申請地の営農計画ですが、トウモロコシ、ハクサイを栽培予定です。通作距離は徒歩で5分です。販路は直売所、量販店です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地について適性に肥培管理されていると認められますので、適当だ

と思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言をお願いします。

(「意見なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。
農業委員会として意見がないので、適当という旨を農地中間管理機構に付するということによろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件について、農地中間管理機構に適当という旨を意見送付します。続きまして、議案第1号番号4、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第1号番号4、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第1号番号4、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

農地利用最適化推進委員 (田中 俊明 君) 議案第1号、番号4農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は5月12日(月)午後2時10分より行いました。調査委員は、会長、担当委員、事務局で行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、ナス、ピーマン、トウモロコシ、ブロッコリー、ハクサイ等を栽培しています。耕作面積は約80aです。農業従事者は本人、妻です。農業従事日数は本人が300日、妻が200日です。所有機械は、トラクター1台、管理機1台、軽トラック1台、マルチャー1台等です。販路につきましては、直売所、量販店です。申請地の営農計画ですが、ブロッコリーを栽培予定で

す。通作距離は車で15分です。販路は直売所、量販店です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地について適性に肥培管理されていると認められますので、適当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言をお願いします。

(「意見なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。

農業委員会として意見がないので、適当という旨を農地中間管理機構に付するということでよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件について、農地中間管理機構に適当という旨を意見送付します。続きまして、議案第1号、番号5及び番号6、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。本案件について申請地が隣接し、借主が同一人物であるため一括審議としたいと思います。一括審議とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本案件は一括審議といたします。それでは事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第1号番号5、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。番号6、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

11番委員 (吉岡 昭夫 君) 議案第1号、番号5及び番号6、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は5月12日(月)午後2時30分より行いました。調査委員は、会長、担当委員、事務局で行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、先ほど議案第1号番号4と同じです。申請地の営

農計画ですが、ブロッコリー、キャベツを栽培予定です。通作距離は車で5分です。販路は量販店、直売所です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地について適性に肥培管理されていると認められますので、適当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言をお願いします。

(「意見なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。農業委員会として意見がないので、適当という旨を農地中間管理機構に付するということによろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件について、農地中間管理機構に適当という旨を意見送付します。続きまして、議案第1号番号7、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第1号番号7、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

3番委員 (青木 一幸 君) 議案第1号、番号7農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は5月12日(月)午後2時50分より行いました。調査委員は、会長、担当委員、事務局で行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、ネギ、トウモロコシ、ハクサイ、ブロッコリー等を栽培しています。耕作面積は約500aです。農業従事者は本人、妻、従業員が5名、パートが2名です。農業従事日数は本人が340日、妻が300日、従業員が各260日、パートが各70日です。所有機械は、トラクター3台、管理機10台、軽トラック3台、トラック2台等です。販路につきましては、量販店です。申請地の営農計画ですが、ネギを栽培予定です。通作距離は車で5分です。販路は量販店です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地について適性に肥培管理されていると認められますので、適当だと思います。以上で

す。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言をお願いします。

(「意見なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。
農業委員会として意見がないので、適当という旨を農地中間管理機構に付するということによろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件について、農地中間管理機構に適当という旨を意見送付します。続きまして、議案第2号、番号1及び番号2、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。本案件について申請地が隣接し、譲受人が同一人物であるため一括審議としたいと思いません。一括審議とすることに賛成の方は挙手をお願いします。事務局より説明を求めます。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本案件は一括審議といたします。それでは事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第2号、番号1、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、権利〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、譲受人世帯の稼働人員〇〇。番号2、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、権利〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、譲受人世帯の稼働人員〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、現地調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

農地利用最適化推進委員 (田中 俊明 君) 議案第2号、番号1及び番号2、農地法第3条の許可申請に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は5月8日(木)午前10時より行いました。調査委員は、会長、担当委員、事務局で行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、ジャガイモ、キュウリ、ナス、トマト、サトイモ等を栽培しています。耕作面積は約30aです。農業従事者は本人、息子です。農業従事日数は本人が250日、息子が100日です。所有機械は、トラクター2台、マルチャー2台、耕運機3台、

ユンボ2台等です。販路につきましては、自家消費です。申請地の営農計画ですが、ハクサイ、キャベツ、ダイコン等を栽培予定です。通作距離は車で5分です。販路は自家消費です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

(「質疑なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。これより採決に入ります。議案第2号、番号1及び番号2について申請のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、報告第1号農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 報告第1号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について説明します。番号1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由資材置場用地。番号2、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。番号3、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。番号4、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由事業用地。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終わりました。本件については会長専決で処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いします。

(「質疑なし」との声あり)

議長 質疑がないようですので、報告第1号を終了いたします。続きまして、協議第1号、令和6年度推進委員等の最適化活動の点検・評価についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 令和6年度推進委員等の最適化活動の点検・評価及び農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について取りまとめました。令和6年度の瑞穂町農業委員会の最適化活動の実施状況の概要としては、農地の集積率が目標に対して92%の実績、遊休農地の解消については目標に対して177%の実績、新規参入者への貸付等について

は目標に対して80%の実績となりました。目標の達成状況の評語としては、規定に当てはめると、目標に対して期待を上回る結果が得られた、という評語になります。個別点検の結果については配布のとおりです。

協議第1号では、これらについて意見を求め、この内容で公表及び東京都や東京都農業会議、町に報告してよいか審議願います。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終わりました。意見や質疑等がありましたらご発言をお願いします。

(「質疑なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了します。これより決議に入ります。協議第1号について事務局案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は事務局案のとおり決します。

以上をもちまして本総会に付議された事件の審議は、全て終了いたしました。これにて、令和7年瑞穂町農業委員会5月総会を閉会といたします。

閉 会 午後2時5分

議 長

第 10 番 委 員

第 11 番 委 員